

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が、定款第 4 条第 2 項の規定に基づいて実施する、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における交通の利便性向上事業に対する助成事業については、公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程（以下「選考規程」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この助成事業は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における交通の利便性向上事業に対して助成を行うことにより、当該競技大会の円滑な開催を図り、大会の成功に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要領において「競技大会における交通の利便性向上事業」とは、競技大会開催会場への観客輸送に使用される旅客自動車運送事業に使用するバス・タクシーの移動等円滑化（バリアフリー化）事業をいう。

2 この実施要領において「助成対象事業」とは、前項に掲げる事業をいう。

3 この実施要領において「助成対象事業者」とは、助成金の交付を受けようとする団体で、本条第 1 項に掲げた事業を実施する者（以下「事業者」という。）をいう。

### （助成対象事業等）

第 3 条 財団は、助成対象事業の実施に必要な経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において事業者に助成金を交付するものとする。

2 助成対象事業、事業者、助成対象経費の区分、助成率及び助成上限額は別表に定めるものとする。

3 財団は、本条第 1 項の助成に係る実施期間並びに申請期間等の募集要項を毎年度、定めるものとする。

### （交付申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第 1 による東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金交付申請書に添付資料を添えて、募集要項に定める日までに財団に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規

定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定及び通知）

第5条 財団は、前条第1項の申請を受け付けたときは、公益財団法人日本デザインナンバー一財団助成対象者選考委員会規程に基づく助成対象者選考委員会（以下「委員会」という。）による交付決定を経て、様式第2による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により当該事業者へ通知するものとする。この場合において、委員会が適正な交付を行うために必要があると認め、交付申請に係る事項につき修正や条件を付して交付決定したときは、その内容を通知するものとする。

- 2 財団は、前条第1項に基づき申請された内容に不備があり、前項の交付決定を行うことができない場合には、その申請を却下することができるものとする。
- 3 交付決定額の算出にあたっては、千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額とする。この規定は第10条第2項の額の確定にも準用することとする。

（不服の申立及び申請の取下げ）

第6条 助成金の交付決定を受けた事業者は、当該交付決定通知書に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服がある場合、あるいは助成金の交付の申請を取り下げようとする場合は、財団が交付決定通知書に指定した期日までにその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

（交付決定の変更等の申請及び通知）

第7条 助成金の交付決定を受けた事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成対象事業助成金交付決定後変更申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成対象事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき。
  - 二 助成対象事業の内容を変更するとき。
- 2 財団は、前項の申請書の提出があったときは、必要に応じて、委員会に意見を求めた上、交付決定の変更を行い、様式第4による東京オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金交付決定後変更通知書により助成対象事業者へ通知するものとする。

3 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

(状況報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業の遂行及び支出状況について財団の要求があった場合は、速やかに様式第5による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業遂行状況報告書に添付資料を添えて財団に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業を完遂した日から30日以内に、様式第6による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付資料を添えて財団に報告しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 第1項の実績報告の期限について、財団の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第1項の実績報告書による報告をした場合には、選考規程第9条の事業報告書を提出したものとみなす。

(額の確定及び通知等)

第10条 財団は、前条第1項の実績報告を受け付けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第7による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金の額の確定通知書により当該事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認め、実績報告に係る事項につき修正や条件を付して額を確定したときは、その内容を通知するものとする。

2 前項の助成金の額を確定する場合においては、交付決定通知書に記載された助成対象経費とそれに係る実際の支出額のいずれか少ない額に助成率を乗じて得た額とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 第9条第2項のただし書による助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない額の確定通知を受けた事業者において、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第8による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に添付資料を添えて速やかに財団に報告しなければならない。

- 2 財団は、前項の報告を受け付けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納による金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した遅延金を徴することができる。

(交付決定の取消等)

第12条 財団は、第7条第1項第1号の助成対象事業の中止等の申請があった場合及び次の各号の一に該当するときは、委員会に意見を求めた上、第5条第1項の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき。
- 二 提出した書類に虚偽があったとき。
- 三 助成金を目的以外に消費したとき。
- 四 その他適正と認められないものとして財団の理事会が認めたとき。

- 2 財団は、前項の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 財団は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(助成金の支払及び請求)

第13条 財団は、第10条第1項の交付すべき助成金の額を確定した後、助成金を支払うものとする。

- 2 額の確定の通知を受けた事業者が、前項の助成金の支払を受けようとするときは、様式第9による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金支払請求書を提出して財団に請求しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第14条 助成金の交付を受けた事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成金の交付の目的に従い財産の管理を行うものとし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の大会終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第15条 助成金の交付を受けた事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、財団の承認を受けずに処分してはならない。なお、財産処分制限期間は国土交通省令に定める財産処分制限期間を準用することとする。

- 2 助成金の交付を受けた事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第

10による財産処分申請書を提出して財団の承認を受けなければならない。

- 3 財団は、前項の承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により助成金の交付を受けた事業者には利益が生じるときは、交付した助成金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(助成金の整理)

第16条 助成金の交付を受けた事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、助成対象事業完遂後5年間保存しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 助成金の交付を受けた事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(監査)

第18条 財団は、助成金の交付後に助成対象事業に係る資金支出、会計処理、車両等の確認等の監査が行えるものとし、事業者はこれに協力しなければならない。

第19条 この実施要領に定めのないものについては、別に定めるところによる。

附 則

この実施要領は、平成31年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1. バス車両の移動等円滑化に要する事業

助成対象事業	リフト付バス導入事業 (大会会場を含む路線に運行させる車両、又は大会会場へ乗り入れを行う車両を対象とする。)
助成対象事業者	① 東京都内を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。) ② 東京都内を営業区域とする一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。) ③ 上記①及び②の者に車両を貸与する者
助成対象経費	① リフト付バス(新車に限る。)の車両購入費(車両本体及び車載機器類の価格) ② 改造費  なお、助成の対象とする車両は、国土交通省が定める「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)」に基づく車両とする。
助成率	当該助成対象経費の1/4の額又は当該助成対象経費と通常車両価格(個別に判断する)との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額
助成上限額	上記(助成率)により求めた額

2. タクシー車両の移動等円滑化に要する事業

助成対象事業	ユニバーサルデザインタクシー導入事業 (大会会場へ乗り入れを行う車両を対象とする。)
助成対象事業者	東京都内を営業区域とする一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者
助成対象経費	ユニバーサルデザインタクシー(新車に限る。)の車両購入費(車両本体の価格)  なお、助成の対象とする車両は、国土交通省が定める「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)」に基づき認定された車両とする。
助成率	当該助成対象経費の1/3
助成上限額	60万円

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地  
名 称  
代表者役職・氏名 印

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金交付申請書

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金の交付を受けたいので、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金交付申請書

助成対象事業者名

(単位：円)

	助成対象事業の名称	助成対象事業の 着手及び完了予定日	費用総額		助成対象経費	助成金額	備考
			負担者	負担額			
1							
2							
3							
計							

(添付書類)

(1)助成対象経費に係る見積書、タクシーの場合は標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書(写)

(2)その他申請に必要な書類

- ・助成の対象となる事業者であることを証明する書面(一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客運送事業及び一般乗用旅客運送事業の許可証の写)
- ・大会会場への運行または乗入れに供する車両であることを確約する書面(確約書)

# 確約書

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

平成 年 月 日付で申請した、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金の交付を受けた車両については、東京2020オリンピック・パ  
ラリンピック競技大会開催期間中大会会場への（運行または乗入）に供することを確約し  
ます。

様式第 1 別紙 2

(一般旅客自動車運送に供する車両を貸与する者が申請する場合は、様式第 1 別紙 1 に添付すること)

貸与する車両の状況

	使用者（一般旅客自動車運送事業者）名	車両	両数	貸与する期間	有償・無償の別	備考
1					(該当する項目を囲む) 有償 無償	
2						
3						
計						

(注)

本様式において有償で貸与することとする車両については、貸与料金の算定根拠明細書を添付すること。

## 様式第2（第5条関係）

日デ財発第 号  
平成 年 月 日

助成対象事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団  
理事長 印

### 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 交通利便性向上事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のありました「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金」につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

#### 記

##### 1. 助成金交付決定額

助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

##### 2. 助成金交付決定に当たっての条件

(注1) 助成金の額の確定は、実施要領第9条の規定による実績報告書（様式第6）に基づき確定します。

(注2) 助成対象事業の変更等（変更・中止）が生じた場合は、実施要領第7条第1項の規定による交付決定後変更申請書（様式第3）を提出してください。

(注3) この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合、あるいは助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、実施要領第6条の規定による不服の申立あるいは交付申請の取り下げを平成 年 月 日までに提出してください。

様式第3（第7条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金交付決定後変更申請書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました標記助成金に係る助成対象事業の（内容・経費の配分）を変更したいので、別紙のとおり申請します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金交付決定後変更申請書

助成対象事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

	助成対象事業の名称	助成対象経費		交付決定済額	助成金額		備考
		変更前金額	変更後金額		今回申請額	増減額	
1							
2							
3							
計							

(注)

以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

(添付書類)

- (1) 変更する助成対象経費に係る見積書及び助成金額の算出基礎
- (2) その他申請に必要な書類

様式第3 別紙2

(一般旅客運送事業に供する車両を貸与する者が申請する場合は、様式第3 別紙1に添付すること)

貸与する車両の状況

	使用者（一般旅客自動車運送事業者）名	車両	両数	貸与する期間	有償・無償の別	備考
1					(該当する項目を囲む) 有償 無償	
2						
3						
計						

(注)

本様式において有償で貸与することとする車両については、貸与料金の算定根拠明細書を添付すること。

様式第4（第7条第2項関係）

日デ財発第 号  
平成 年 月 日

助成対象事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団  
理事長 印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金交付決定後変更通知書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定の変更申請のあった標記助成金に係る助成対象事業については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業実施要領第7条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を変更したので、通知する。

記

1. 助成金交付決定額

助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

2. 助成金交付決定に当たっての条件

(注) 助成金の額の確定は、実施要領第9条の規定による実績報告書（様式第6）に基づき確定します。

様式第5（第8条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金助成対象事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました標記助成対象事業の実施状況について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第8条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業遂行状況表

助成対象事業者名

(単位：円)

	助成対象事業の名称	助成対象経費	助成金額	実施額	差額	進捗率 (%)	年度末までの実施見込額	備考
1								
2								
3								
計								

(注)

以前に交付決定変更があった場合、助成対象経費欄及び助成金額欄は変更後の金額を記載する。

様式第6（第9条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金助成対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知のありました標記助成対象事業について、その事業が完遂したため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第9条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業実績表

助成対象事業者名

(単位：円)

	助成対象事業の名称	助成対象経費	助成金額	実施額	差額	進捗率 (%)	年度末までの実施見込額	備考
1								
2								
3								
計								

(注)

以前に交付決定変更があった場合、助成対象経費欄及び助成金額欄は変更後の金額を記載する。

(添付書類)

- (1) 助成対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 助成対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する。

様式第6 別紙2

(一般旅客自動車運送事業に供する車両を貸与する者が申請する場合は、様式第6別紙1に添付すること)

貸与する車両の状況

	使用者（一般旅客自動車運送事業者）名	車両	両数	貸与する期間	有償・無償の別	備考
1					(該当する項目を囲む) 有償 無償	
2						
3						
計						

(注)

本様式において有償で貸与することとする車両については、貸与料金の算定根拠明細書を添付すること。

様式第7（第10条第1項関係）

日デ財発第 号  
平成 年 月 日

助成対象事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団  
理事長 印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のありました標記助成事業  
につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事  
業助成実施要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定しま  
したので通知します。

記

確定助成金額 金 円

（注）実績報告時に、助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない場合は、消費  
税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した段階で、実施  
要領第11条第1項に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書  
を提出してください。

様式第8（第11条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地  
名称  
代表者役職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け日デ財第 号をもって助成金の額の確定通知のありました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金助成対象事業について、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 1. 助成金の額（実施要領第10条第1項による額の確定額）   |   |   |
|                                 | 金 | 円 |
| 2. 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額        |   |   |
|                                 | 金 | 円 |
| 3. 2.のうち仕入控除税額の対象にならなかった額       |   |   |
|                                 | 金 | 円 |
| 4. 助成金返還相当額（2.の額から3.の額を差し引いたもの） |   |   |
|                                 | 金 | 円 |

（注1）本報告に関する資料（確定申告書等）等を添付すること。

（注2）助成金返還相当額が生じた場合には、実施要領第11条第2項の規定に基づき、その金額の返還を命ずる。

様式第9（第13条第2項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地  
名称  
代表者役職・氏名 印

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
交通利便性向上事業助成金支払請求書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の額の確定通知がありました標記助成金について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1. 請求額 金 円
2. 受取人 ㊦㊧㊨  
(口座名義人) 住所  
㊦㊧㊨  
氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預金種別
5. 口座番号

(注) 上記2. の受取人の住所及び氏名には、上段に㊦㊧㊨で㊦㊧㊨を付けること。

様式第10（第15条第2項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地  
名 称  
代表者役職・氏名 印

財産処分承認申請書

平成 年東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成金に係る助成対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第15条第2項の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な事項